

海外企業誘致プロモーション業務委託仕様書

第1 目的

本県は、南海トラフ地震における津波想定がないことや、高速道路・鉄道のクロスポイントを有し、隣県も含めた航空路線や国際航路が豊富であること、まじめで勤勉な県民性に支えられた実直な人材を有することなどの優位性がある。

全国トップクラスの補助率・限度額の企業立地補助金、縣市町税の減免制度、利子補給や税制優遇等を受けられる地域再生計画など多くの優遇制度を有している。

TSMCの立地に伴い、台湾半導体関連企業の注目が九州に向いている中、上述した佐賀県の優位性や、2023年に発足した半導体産業の基盤強化を目的とした産学官の団体“さが半導体フォーラム”会員の各企業の製品を継続的に台湾半導体関連企業へ訴求していくことで、台湾半導体関連企業の県内への立地促進を図り、併せて県内企業の販路拡大を図ることが可能となり、より県の経済発展に資すると考えられる。

上記を踏まえ、台湾に向けたプロモーション及び世界最大の半導体関連の展示会であるSMICON TAIWAN 2024 への出展を行い、台湾半導体関連企業をはじめとした外資系企業に対して進出先としての本県の強みや優位性の認知度向上及び理解度促進を図ることと県内半導体関連企業（さが半導体フォーラム）と台湾半導体関連企業とのビジネスマッチングを図ることを主たる目的とする。

第2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

第3 委託内容等

佐賀県の企業誘致の優位性等の情報発信及びさが半導体フォーラムの周知・ビジネスマッチングに係る業務

[テーマ]

海外企業誘致プロモーション企画

[企画の方針]

- ① 日本進出や佐賀県企業とのビジネスマッチングを検討する企業が見込まれる台湾の都市圏において、特に企業の地方進出やビジネスマッチングに影響力のある役員等に対して佐賀県及び県内企業の認知度向上等を図れるよう効果的なプロモーションを行う。
- ② ①との相乗効果が期待できる広告・イベントの運営。
- ③ ①と②に関しては併せて「さが半導体フォーラム」及び加盟企業のPRを含む
- ④ 海外企業とのコネクション創出及び関係を構築していく上での方針・運営
- ⑤ SEMICON TAIWAN 2024 4小間での出展及びブース装飾の提案（出展料は契約額を含む）
- ⑥ 広告及びイベント等の効果測定
（県内企業販路拡大及び企業誘致に関する商談・面談を10件以上行うこと）

[企画内容（想定）]

- ① 広告・イベント内容・運営等の手法の提案。
- ② 広告等のデザイン。
- ③ 佐賀県広告・イベントを運営するタイミング等、効果が高く見込まれるタイミング
- ④ ③実施後の分析。
- ⑤ ④を元に今後のアプローチの提案。
- ⑥ SEMICON TAIWAN 2024 4小間での出展料及びブース装飾の提案
（出展料は契約額を含む）

[業務目標]

プロジェクトを展開した際の成果指標として、
県内企業販路拡大及び企業誘致に関する商談・面談を10件以上行うこと

(1) プロモーション実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 過去に海外の都市圏で行う PR イベントやプロモーション企画・実施に携わっていた経歴を持つ統括責任者を 1 名配置すること。
- ② 月 4 回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて専門人材（プランナーやクリエイターなど）を活用すること。

(2) プロモーション企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は、1 件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

(3) プロモーション実施プラン作成及び実施

受託者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、企画具現化に向けた実施プランを策定し、そのプランに基づき実施する。

プロモーションの実施時期は、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとする。

(4) プロモーションの企画・実施

プロモーションの実施に係る告知や必要なプロモーションの最大化を目指し、業務目標（県内企業販路拡大及び企業誘致に関する商談・面談を 10 件以上行うこと）を達成するための計画的なプロモーションを企画し、実施する。

なお、受託業者が他企業・団体等と連携して本業務に関連する独自のプロモーション等を行うことは認める。

本業務の実施にあたり、SNS アカウントを制作する場合や、既存アカウントを活用してプロモーションを行う場合、本業務に関連する投稿のインプレッション数等の管理・運営情報を報告すること。

(5) 広告閲覧者等の分析

プロモーション実施による訴求効果等を測定するため、web 広告の閲覧者等の分析を実施すること

第4 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

第5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書による。

- (1) 実績報告書・・・1部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

第6 履行場所

佐賀県産業労働部企業立地課が指定した場所

第7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

第8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。
- (2) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (4) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (5) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。
- (6) 本業務は令和6年2月議会において、当該予算が成立しない場合は中止とする。